

週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、福知山市が発注する工事において、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

第3条 原則、福知山市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事。
- (2) 実施工程において、平日（週休日2日間を除く）に6日間以上連続して現場作業が続く期間がない工事。
- (3) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

第4条 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。
- (2) 現場着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- (3) 現場終了日
工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
- (4) 後片付け期間
工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とし

た状態にするために要する期間をいう。

(5) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（3日間）

イ工場製作のみの日数

ウ工事事故による不稼働日数

エ受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ工事の全面休止日数

(6) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所をされた状態をいう。

(7) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

第5条 実施方法は次のとおりとする。

(1) 入札段階（特記仕様書又は現場説明書）で、週休2日制工事であることを明記する。

なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

(2) 受注者は契約後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員に提出する。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間については、受発注者間の協議により決定する。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成すること。

(3) 工事契約後施工に必要としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議をし、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、現場閉所による週休2日の対象外期間においては、技術者及び技能労働者が

交替しながら個別に4週8休に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

- (4) 受注者は、月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
- (5) 受注者は予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員に書面にて連絡を行うこと。
ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽現場閉所等した場合は、この限りでない。
- (6) 監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、現場閉所日数に含めない。
- (7) 受注者は、週休2日の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしづ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- (8) 施設管理者の承諾を前提に週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示することで「見える化」に努める。

(確認方法)

第6条 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降速やかに、現場閉所日数が確認できる資料（任意様式、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を「工事打合せ簿」による報告とあわせて監督職員に提示すること。なお、「工事打合せ簿」には現場閉所率等を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(積算方法等)

第7条 積算方法と設計変更は次のとおりとする。

- (1) 補正方法
補正項目及び補正率については、工事毎の積算基準に準ずることとする。
- (2) 積算方法
月単位での週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じた上で、予定価格を作成するものとする。
- (3) 変更方法
本要領に従い実績において、月単位での週休2日の現場閉所を行ったと認められたい場合は、精算時にそれぞれの経費等に対応する補正係数を乗じて契約金額を変更する。

(4) その他

現場閉所率は、小数第2位を切り捨てることとし、工期の延長等については「請負工事設計変更ガイドライン（案）」に基づき適切に設計変更を行う。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定について

月単位又は通期の週休2日を確保したと認められる工事については、工事成績評定の工程管理（「休日・代休の確保」）を評価する。

また、通期の週休2日を確保したと認められない場合、工事成績評定の工程管理（「現場休業日の確保」）を評価しない。

(その他)

第9条

受注者は、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合せ簿によりその理由を監督員に報告すること。

また、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

附則

本要領は、令和7年4月1日から適用する。

週休2日制工事試行要領（令和5年11月1日試行）は廃止する。